

薬生副発1215第2号

薬生血発1215第1号

平成29年12月15日

各〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

医薬品副作用被害対策室長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長

（ 公 印 省 略 ）

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正について

日頃から、医薬品医療機器行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。標記法律につきましては、給付金の請求期限の延長を行う一部改正法（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第85号））が本日、公布・施行されました。

厚生労働省では、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第Ⅸ因子製剤（以下「特定フィブリノゲン製剤等」という。）が投与された方等に対し、医療機関を通じて速やかに投与事実をお知らせし、C型肝炎の早期発見・早期治療や標記法律に基づく給付金の支給に繋げることが重要であると認識しております。そのため、特定フィブリノゲン製剤等が納入された医療機関（以下「納入医療機関」という。）に対し、診療録等の記録（以下「記録」という。）から特定フィブリノゲン製剤等の投与事実を確認し、確認された方へのお知らせ等を行っていただくよう繰り返しお願いしてまいりました。

つきましては、下記に一部改正の内容及び納入医療機関に引き続き御協力をお願いしたい事項を示すとともに、関係資料をお送りいたしますので、ご活用いただきますとともに、貴管内市町村及び納入医療機関へご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県・市・区が発行する広報紙等への掲載による給付金の請求期限の延長の周知にご協力ください。その際は、保健所や委託先の医療機関において実施している「肝炎ウイルス検査」につきましても、併せてご案内いただきますようよろしくお願いいたします。

さらに、給付金の支給の請求の状況や請求期限の延長を踏まえ、納入医療機関のうち、平成6年以前の記録が保管されているにもかかわらず、記録からの投与事実の確認が進まない医療機関に対しては、厚生労働省職員の訪問による協力依頼を行うことも検討しております。この点についても併せてご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 給付金の請求期限に関する事項（標記法律第5条関係）

給付金の支給の請求の期限を、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすること。

- ① 2023年（平成35年）1月15日（日曜日に当たるため、2023年（平成35年）1月16日）
- ② 損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を2023年（平成35年）1月15日（日曜日に当たるため、2023年（平成35年）1月16日）以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

2. 納入医療機関に御協力をお願いしたい事項

- ① 平成6年以前の記録が保管されている納入医療機関におかれましては、引き続き、当該記録の保管をしていただくこと。
- ② 元患者の方等から特定フィブリノゲン製剤等の投与に関する問い合わせがあった場合には、可能な限りの情報提供をしていただくこと。
- ③ 保管している記録を確認し、特定フィブリノゲン製剤等が投与された方を見つけ出していただくこと。
- ④ 投与が判明した方又はその家族の方に対し、速やかに肝炎ウイルス検査を受検するよう働きかけを行うとともに、標記法律に基づく給付金の支給対象となる場合があることについてお知らせを行っていただくこと。

（関係資料）

1. 法律の概要資料

- ・ C型肝炎救済特別措置法について

2. リーフレット

- ・ 出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染された方々へ

3. Q & A

- ・ 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給等に関するQ & A (平成29年12月改訂版)

4. 特定フィブリノゲン製剤が納入された医療機関

- ・ 厚生労働省のホームページより確認をお願いします。

「C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ（フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068791.html>

5. 特定血液凝固第IX因子製剤が納入された医療機関

- ・ 厚生労働省のホームページより確認をお願いします（リスト中、「特定製剤」欄に「○」を付しているものが特定血液凝固第IX因子製剤になります）。

「B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ（血液凝固因子製剤納入先医療機関名等の公表について）」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/07/h0701-2/index.html>

(厚生労働省ホームページ)

「出産や手術での大量出血などの際に、血液から作られた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)の投与によりC型肝炎ウイルスに感染した方へのお知らせ」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/fivwakai/index.html

